

特定機能病院管理者（病院長）選考の要件について

特定機能病院である北里大学病院では、病院長（管理者）の選考に際しては、当該病院の開設者である理事長が、医療法施行規則第7条の2の2に基づき、管理者の資質及び能力に関する基準として掲げる事項をあらかじめ定め、公表しなければならないとしています。

つきましては、管理者の資質及び能力に関する基準に基づく要件を次のとおり定め公表します。

記

1. 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者。

具体的には、医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者

2. 組織管理能力等、病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有している者。

具体的には、大学病院内外での組織管理経験を有している者

以上

2024年1月22日

学校法人北里研究所

理事長 小林 弘祐

